

平成 22 年 9 月 17 日

大津市自立支援協議会定例会資料

団体名 ヘルプ事業所大津協議会

代表者 佐々木 輝明

平成 22 年度地域生活支援事業への提言

掲記に関して、大津市における地域生活支援上の実施において、現行の利用実態を踏まえて、市民がより利用しやすいものとなるように、当協議会として下記の規定の見直しを提言いたします。

記

1. 移動支援事業

移動支援事業に開始時以外の加算は現状ないが、介護給付費のサービスと同等の支援を行っており同様の加算を付けてほしい。具体的には下記の通りである。

- ・ 早朝夜間加算 25パーセント増
- ・ 緊急時対応加算 介護給付費と同じ条件
- ・ 特別地域加算 介護給付費と同じ条件

2. 日中一時支援事業

日中一時支援事業は障害児タイムケア事業として始まり今年度で 5 年目を迎える。当初は中軽度の方を集団で支援することを想定していたが、地域のニーズとしては介護や常時の見守り等でマンツーマン対応が必要な重度の方の利用希望が多い。重度の方を受け入れる場合、熟練した支援員が 1 対 1 かそれに近い処遇で対応せざるを得ないが、現状の単価では支援員の確保が困難であり対応できない現状がある。

また新規に居宅介護事業所が事業に参入するにあたって、場所の確保が困難な状況がある。

そういった事情の中で利用希望が大変多いサービスであるにも関わらず、事業所の拡充が進まない状況となっている。そこで下記の対応をしていただきたい。

- ・ 対象者でマンツーマン対応が必要な場合、人件費に対応するため「1 時間あたり〇〇」という単価を設定してもらえないか。(人件費比率 50%と見積もると、1 時間あたり 2000 円前後。)
- ・ 地域の使用されていない公共物件（公民館・廃学校・県や市が所有する空き屋など）を活用できるよう大津市から働きかけてほしい。

以上